

第9 動力消防ポンプ設備（令第20条関係）

1 設置場所

動力消防ポンプ（消防ポンプ自動車又は自動車によって牽引されるものを除く。）は、設置する水源ごとに、雨水等の影響を受けるおそれのない場所に設けること。

2 性能

令第20条第3項に規定する放水量は、「動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令」（昭和61年10月自治省令第24号）第16条の別表に定める規格放水性能における規格放水量とすること。

3 水源

水源の有効水量の算定は、次によること。

- (1) 雜用水等の水源と併用する場合は、第2 屋内消火栓設備1(4)イを準用すること。
- (2) 地盤面下に設ける場合は、地盤面の高さから4.5m以内の範囲を有効水量とすること。

4 器具

- (1) 吸管は、前3の有効水量が取水できる長さのものとすること。
- (2) ホースは、設置する動力消防ポンプ設備ごとに、防火対象物の各部分から水源に部署した動力消防ポンプまで容易に到達できる本数を設けること。

5 表示●

- (1) 動力消防ポンプを通常収納する部分には、当該ポンプの置き場である旨の表示をすること。ただし、明らかに判断できる場合にあっては、この限りでない。
- (2) 水源には、動力消防ポンプ用の水源である旨の表示をすること。